

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会	
開 催 日 時	平成27年11月9日(月) 午前10時30分から 午前11時20分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 501会議室	
出 席 者	委員 9人 福手委員長、長野副委員長、佐野委員、遠藤委員、 高橋委員、關野委員、北見委員、庄子委員、小林委員 事務局11人 [総務部]清水部次長 [財産管理課]村山参事、大瀧課長補佐、 木田係長、佐賀主査、水越主任 [財政課]瀧課長 [道路整備課]比留間部次長 [水道施設課]橋本部次長 [下水道課]大高課長	
会 議 内 容	1 公共施設等総合管理計画について 2 パブリックコメント等について 3 その他	
会 議 資 料	資料4-1 朝霞市公共施設等総合管理計画（案） 資料4-2 朝霞市パブリック・コメント実施手続要綱	
会 議 録 の 針 作 成 方	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保 存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員の署名	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人 記録者 木田 淳一郎	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

（大瀧補佐）

皆さん、おはようございます。第4回朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会を開催いたします。

はじめに本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付した会議次第、資料4-1及び資料4-2の合計3点です。不足等がございましたらお知らせください。

それでは、これから会議に入らせていただきます。朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例第7条第1項により、「会議は委員長が招集し、その議長となる」と規定されておりますので、議事運営を委員長にお願いいたします。

（福手委員長）

おはようございます。それでは会議に入らせていただきます。本日の出席者は9人中9人です。朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例第7条第2項に規定する過半数の出席者がおられますので、会議は成立いたします。また、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議は原則公開となっております。このため本日の会議は公開とし、会議録作成のために録音をさせていただきます。なお、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた後、代表の委員のかたに署名をお願いいたします。

次に、会議の傍聴者に対する注意事項等は、「朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会傍聴要領」のとおりです。

本日は、会議の傍聴希望者が1名見えておられますので、許可することにご異存ございませんでしょうか。

（委員一同）

異議なし。

（福手委員長）

異議なしとのことですので、傍聴を許可いたします。

～傍聴人が入室～

（福手委員長）

それでは議事の（1）番目としまして、公共施設等総合管理計画について事務局から資料の説明をお願いします。

（木田係長）

それではお手許の資料4-1について、これから説明をさせていただきます。この資料4-1は、これまでの第1回から第3回までの委員会において内容を検討し、ご意見をいただいた内容を踏まえて、一冊の計画書の案としてまとめたものとなっております。具体的には前回の資料3-1から資料3-3をまとめて一冊にしたようなイメージのものです。従いまして、今回は修正や追加し

た内容を中心にご説明させていただきます。

第1章から第3章については、前回までの資料と同じ内容になっていますが、3ページのところに「はじめに」ということで前置きの文章を追加しております。内容については、この計画の必要性について噛み砕いて表現したものになっております。それから32ページの公共施設の更新費用推計のグラフですが、これは前回までにご説明したように、平成28年度から77年度まで50年間の推計値をまとめたものになっております。現在、平成28年度の予算編成作業を行っておりまして、次回、来年2月の委員会までには、平成28年度のところは実際の予算の数字に差し替えて完成版にしたいと思っております。

56ページからは、第4章として施設類型ごとの管理方針について、前回の資料3-3の内容を表のまま掲載しております。62ページからの第5章では、継続した取り組みに向けて、ということ、今後の取り組みについて文章でまとめています。62ページ下の「2 周知と合意形成」のところでは、市民の皆さんへの詳しい説明と、ていねいな合意形成を図っていくということ、記述を新たに追加しています。施設の統廃合といった、言わば縮小傾向の話だけではなく、朝霞市では不足している分野の施設もあり、必要ということであれば拡充をしていく、ということも説明の中には盛り込んでいきたいと考えております。63ページ下の「4 今後の取り組みに向けて」というところでは、公共施設等総合管理計画は、他の政策分野と関連する内容が多いことから、計画の推進にあたっては、関連性を常に意識して進めていく、という記述を追加しています。64ページの図5-3でも、他の政策分野との関わりに関する記述を追加しています。

今回の資料4-1はここまですべてになっていますが、このあとに追加する内容として、あとがき、資料編ということ、この公共施設等総合管理計画検討委員会の条例、委員の皆様のお名前、委員会の開催概要を掲載するほか、第2回委員会で資料2-3として提出した、市政モニターのアンケート結果についても添付するというように考えています。これらを含めた完成版については、次回第5回の委員会でお出ししたいと考えています。

説明は以上です。

(福手委員長)

ありがとうございました。いま、事務局から公共施設等総合管理計画の案について説明がありました。皆さんからご質問やご意見などがありましたらよろしくお願ひします。

計画書の素案として内容がこれでよいか、記述内容に不明な点や不足がないか、そんな観点からご意見をいただければと思います。この結果がパブリックコメントにかけられて、市民からご意見をいただく、ということになりますので、その前提でご意見をいただければと思います。

(關野委員)

39 ページの計画の概要というところですが、今後の進め方として、公共施設等総合管理計画では大まかな基本案をまとめて、具体的な進行は FM アクションプランに任せるということでした。図 3-5 では、総合管理計画が平成 28 年から 77 年と書いていますので、計画を確実に実行するために、第 1 次 FM アクションプランもきちんと平成 28 年から始まるように書き込んで欲しいなと思います。平成 28 年度から始めないと、9.8 億円のギャップを埋めるために長寿命化、延床面積の削減、維持管理費の削減というのがありますが、これらは計画期間の最後のほうに持って行ったら意味がないので、なるべく前倒しでやったほうが確実に効果が出ると思います。

FM アクションプランの開始時期を明確にすることと、平成 27 年度中にアクションプランに関する打合せを持ったほうがいいのではないかと感じました。

(村山参事)

ご意見は、ごもっともな内容であると認識していますが、現実問題として、平成 27 年度については総合管理計画で大きな方針を策定して、具体的なアクションプラン作りについては次年度以降の着手になってしまうのが実情でございます。従いまして、アクションプランのスタートを平成 28 年度と明記するのは厳しい状況かなと思っております。当然、なるべく早く策定したいという思いはあるんですけども、そういった事情でスタートの年度を空欄にさせていただいた次第です。

(關野委員)

スタートが遅くならないかと気になっています。

(村山参事)

補足しますと、国のほうからは平成 32 年度までに個別計画を作りなさいという要請が出ております。朝霞市としては 32 年度まで作成を延ばすということではなくて、平成 28 年度から策定に着手して、なるべく早く作りたいたいという思いはございます。ただ、今の段階でアクションプランが何年度にスタートできるか、という点では、まだ検討を要する事項も多いことから、空欄にさせていただきました。

(福手委員長)

具体的に色々な制約の中で、若干のタイムラグが出てくるという趣旨だと思いますが、パブリックコメントにかけて、同じような意見が出てきた時の答え方というのでも考えておく必要かなと思います。そこがどうしても開いてしまうのであれば、それが何ヶ月ぐらいでキャッチアップできるのか、市のほうで考えはありますか。

(村山参事)

アクションプランは、具体的な施設名が対象として出てきます。例えば建築物で言えば 40 年目で大規模改修、80 年目で建替えを含めた検討、というサイクルがございますので、機械的にあてはまる部分はすぐに掴めます。ただ、それぞれの施設ごとにどういった改修を行ってきたのか、とか、本当に 80 年持つのか、とか、或いはそれぞれの施設の必要性や稼働状況を個々に検討していった、場合によっては住民の合意形成を図りながら進めていく必要がある、という中で、アクションプランの策定作業にはそれ相応の時間がかかってしまうと思われまます。1 年で作れる、などといった所まではなかなかいかないのが実情でございます。

ただ、今の委員長のご意見はごもっともなところもございませますので、どういった形で回答できるか検討してみたいと思ひます。

(木田係長)

若干補足をさせていただきますと、内部的な作業はなるべく早く着手していく必要があるだろうと思ひています。あと、実際の施設の具体名が出てくる段階になると、市民の皆様には十分にご説明をして、納得していただいた上で計画を作っていくかといけないと思ひています。一斉に反発が起こってもつまらない事になりますので、できるだけ周知、説明、或いは合意形成にしっかりと時間をかけたい、というところもございませます。平成 28 年度に作ると決めることで逆にスケジュールを巻いてしまい、合意形成がおざなりになっても良くありません。従って、なるべく早く頑張りませます。ただし平成 28 年度中にできるかどうかは我々の頑張り次第です、ということで、時期をお約束できるような状況ではない、ということをご理解いただければと思ひます。

(關野委員)

私が、平成 28 年度を入れてほしいと言ったのは、統廃合する施設の名前を早く出せという意味ではなくて、市民の合意形成などの活動を早く始める必要があるんじゃないか、ということです。平成 28 年度から、そういう合意形成を含めたアクションプランの活動をスタートして欲しいな、という意味です。

それと、よく考えてみると 9.8 億円のギャップ解消は結構きついいと思ひます。具体的に前倒しで進めていかないと、マクロで見れば辻褄が合うものでも、結局ギャップ解消の施策が後になればなるほど苦しくなってくるので、そこが心配しているところなんです。例えば、計画期間中に延床面積を 14%減らします、というのが資料に出てきますが、計画期間中というと、平成 77 年度までに 14%減らせばいいと読めてしまうので、それだと実現は本当に難しいと思ひます。ですから計画期間中ではなくて、例えば計画前半に達成するとか、そういう形でないと実現可能性がなかなかイメージできないところがありますので、できるだけ具体的な開始年度は入れて欲しいです。

(大瀧補佐)

いま仰っていただいたのは 57 ページの 1 - 2 の最初に出てくる表現でよろしいでしょうか。

(關野委員)

はい、そうです。

(福手委員長)

50 年というと確かに長いですね。50 年だとまだまだ先の話だと思ってしまうのですが、実はそうではないよ、というご指摘だと思います。そのへんは行政の中でも危機意識を持って、早め早めに達成目標に向かって、まさにそれがアクションプランだと思いますが、そういう所が読み取れるような工夫をして欲しいと、そんなご意見かなと思いました。

そのあたりはどうでしょうか。具体的なものは書けないかも知れませんが。

(村山参事)

具体的にいつまで、とか、何期に、といったところまでは難しい部分があるとは思いますが、危機意識を持って進めなければならない、というのはごもつともな話ですので、検討させていただければと思います。

(長野副委員長)

いま關野委員から 39 ページの図に関してご発言がありましたが、私は、もう一段帯があったほうがいいかなと思います。それは 5 ページにある第 5 次総合計画で、仮に同じ時間軸でやっていくとすると、アクションプランと、第 5 次から 6 次、7 次と続いていく総合計画との時間軸がどこで合っていくか、というのを見せておいたほうがいいんじゃないかなと思います。総合計画を考えたときには、財政のフレームとかを考えて絶えず見直しがかかってくるので、そういう意味での進捗管理が入ってくると思いますので、もう一つ帯があったほうがいいのではないかと考えております。

(福手委員長)

そこらへんはいかがですか。いま第 4 次で、次に第 5 次総合計画という流れがありますので、時間的にどのようにつながっていくのか。

(村山参事)

第 5 次の総合計画は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間という方向で策定作業が進んでおりますので、第 5 次総合計画をこの図の中に組み込むのは可能かと思えます。それはちょうど「あさか FM アクションプラン」の第 1 次と同じ平成 37 年度までとなっています。ただ、第 6 次以降の総合計画につきましては、そもそも作るかどうかも含めて将来検討する話になりますので、そこまでをこの図に組み込むのは少し難しいとは思えます。第 5 次については可能です。

(福手委員長)

第5次総合計画が一番上位にあるわけですね。その下に総合管理計画の50年というのがある、その下にアクションプランというのが実際に支えていくという、そんな流れなので、総合計画は上位の計画ですから、ここでどうこうという訳にはいかないですけど、総合計画が10年しかない、上を見たら何もない、ということになってしまうのはどうかという気がしますよね。

計画の整合性というか、どの程度中身が書けるかは分からないですが、行政のシステムの一番上の大きな概念があって、その下に公共施設等総合管理計画があり、その下にアクションプランがある、ということだと思います。その時に、上の総合計画があるのは10年しかない、あとの40年は何もない状態というの、見た感じでちょっと違和感があるかな、という気がしますね。

(關野委員)

基本的に、総合計画は第5次が終わったら10年ごとに作っていくわけですね。

(村山参事)

第6次以降については、今の段階では作ると決まったわけではございません。

(關野委員)

そもそも作らなくてもいいんですよね。

(村山参事)

そうです。総合計画を作るかどうかは各自治体に任されるような形で法律改正がありました。

(福手委員長)

第5次までは作ることが決まって、策定作業をしているということですが、その先は点々・・・で未定なんですかね。

(村山参事)

はい、そうです。

(大瀧補佐)

計画期間も変わるかも知れません。総合計画のほうでは計画期間に関する議論もありました。

(關野委員)

国から言われた体裁は別としても、朝霞市としての長期のビジョンというのはあるわけですね。

(村山参事)

そうですね。それは公共施設に限らずございます。例えばいま話題になっている「まち・ひと・仕事」の関係についても、10年というスパンではなくて、もっと長期の計画ですので、必ずしも最上位の総合計画の10年を越えた計画があってはいけない、ということではないと思います。

(福手委員長)

それはここだけで決められる話でもないでしょうね。第5次以降、第6次、第7次という言い方をするかどうかも分からない中で、今日、そういうご意見が出たということも考えていただいて、表現を検討してもらえればと思います。

(村山参事)

分かりました。検討します。

(福手委員長)

他にいかがでしょうか。

(遠藤委員)

前回の審議会の時に、用途廃止の施設に関しての市の姿勢をもう少し述べたほうがいいのではないかという話をさせてもらいましたが、51ページの用途廃止施設の方針というところで、これを見ると前回の表現と変わっていない状況です。いま、公共施設に関して議論していることは、現在使っている施設のことだと思っんですね。それと同じ位置で用途廃止施設のことも考えていくのはどうかなと思います。用途廃止施設は朝霞市にとって3箇所もあるわけですよ。ここをきちんと早急に何らかの方針を示していくということでない、現在使われている施設を適正化しますと言っても、矛盾を感じます。具体的には書けないかも知れませんが、もう少し危機感を感じるような方針を打ち出せないかな、ということで前回発言させてもらいました。そのへんはどうですか。

(村山参事)

51ページの部分は前回と同じですが、そのご意見を踏まえまして、今回新たに62ページの下のほうに「周知と合意形成」というところで、例えば廃止施設のその後の利用等も含めた合意形成をしっかりと図っていくという表現にしました。ただ、51ページのほうもより具体的に、というご意見かと思しますので、検討させていただければと思います。

(福手委員長)

前回いただいたご指摘も踏まえて62ページに加筆したということですが、51ページにも加筆するということですね。それでお願いします。

他にいかがでしょうか。

(小林委員)

市民の方々への合意形成として、色々な方法で周知をしていくということが書かれています。アクションプランは5つに分かれています。いま、すごく大きな話をしている中で、説明会ではポイントを絞って何回かに分けて、期ごとにやっていくと思っていいのでしょうか。たくさん話が出てくると、自分の中でよく分からなくなって先が不安になってしまう気がします。そのあたりは、ポイントを絞って一つ一ついねにやってもらえるのでしょうか。

(木田係長)

ご説明については、一番最初は、これまで作ってきた公共施設がこのまま行くと維持が難しくなるという大きな話もする必要がありますが、アクションプランを10年おきに作っていく中では、今後10年間でやらないといけないものについて、その時々でもっと具体的に1年単位でお話しをしないとイケないかも知れませんが、直近の話について、より具体的にご説明をさせていただいて、その上で市民の皆様の合意形成を図っていくということやっていきたいと思っています。

(福手委員長)

タイトルは「公共施設等」ということで「等」が付きますね。この「等」の中に色々入っているということが総務省の指針に出てくるんですけども、今回新たに書き起こした3ページの「はじめに」というところでは「公共施設」という言葉を使っています。3ページに出てくる「公共施設」というのは総務省がいう「公共施設等」、いわゆるハコモノや土木インフラの両方が含まれるように読み取れますが、計画を作っていく段階で、言葉の定義が途中で混乱しないようにしておくことが大事なのかなと思います。後ろのほうを読んでいった時に、その辺は大丈夫ですかね。「公共施設」と言った時と「公共施設等」と言った時の混乱がないようにしないとイケないと思います。

(木田係長)

基本的には、「公共施設」という言葉でインフラ等の施設も含む「公共施設等」の概念を含むものということで記述しています。「公共施設等」という言葉を使ってしまうと読みづらくなる側面もあります。特にこの「はじめに」は読みやすさを優先した文章にしていますので、「公共施設」という言葉でこの計画書全体としては、すべてを含む概念ということで書いています。例えば建物系やインフラ系だけを指す場合には、敢えて「建物系」や「インフラ系」といった表現を使っていますので、そこは混同することはないと考えております。

(關野委員)

40ページと41ページの取組のための体制というところで、第1次アクションプランのスタートはまだこれからということだと思いますが、それを検討するための公共施設等総合管理計画庁内検討委員会、というのは既に設置されているのでしょうか。

(村山参事)

そのとおりです。庁内検討委員会は既に設置済みです。

(關野委員)

庁内検討委員会が第1次アクションプランを作ることになるわけですか。

(村山参事)

素案は庁内検討委員会が中心になって作成する予定です。

(福手委員長)

他にはよろしいでしょうか。

では、議事の(2)番目になりますが、パブリックコメント等について説明をお願いします。

(木田係長)

説明をさせていただく前に、本日、資料4-1についてご意見を多数いただきましたので、パブリックコメントを今後実施する予定ですが、それにかける前に委員の皆様、このような修正案でよろしいでしょうか、ということを送りで内容のご確認をいただきたいと思いますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、パブリックコメント等について説明をさせていただきます。次回の第5回の委員会は、今のところ来年2月上旬の開催を予定しておりますが、それまでの期間を利用しまして、先ほどの資料4-1の62ページにも書いておりますが、市議会や市民の皆様、周知を図るとともに、同時にご意見を伺っていきたくて考えております。具体的な時期等は現在検討中ですが、説明会やパブリックコメントなどを実施する方向で考えております。

パブリックコメントを実施する際には、資料4-2として配布しておりますが、市の共通の「パブリック・コメント手続実施要綱」に基づいてやっていくこととなります。資料4-2の2ページの第6条第1項では、パブリックコメントの意見提出期間は30日以上、つまり30日間以上市民の皆様にご意見を伺う期間を設けなさいという規定がされております。3ページの第7条第2項にあるように、基本的には、いただいたご意見に対する返答のコメントを公表する、ということで規定されております。実際にパブリックコメントをやっていく際には、この要綱に従ってやっていくということで考えております。

説明は以上です。

(福手委員長)

ありがとうございます。

1ヶ月間以上のパブリックコメントを設けて、市民の方から色々なご意見をいただいて、それに対して回答案を考えて、それが第5回の委員会にかかってきて、それで回答していいという事になったら外に回答が出て行くということですか。

(村山参事)

そうですね、そのあと内部的な手続きを経て、皆様、最終的なご了承をいただいた上で、最終的な計画という形になると考えています。

(福手委員長)

パブリックコメントに対する答えを出さないといけませんよね。

(村山参事)

はい。それを次の第5回の時に回答案も示させていただいて、必要に応じて計画の修正案も示させていただいて、皆様のご了承をいただくということです。

(福手委員長)

慌しいですね。意見を聴取して、答えを作って、それを2月上旬の委員会にかけるわけですね。

(村山参事)

スケジュール的にきついことはきついんですが、最後が決まっていますので、そのような形でご協力いただければと思います。

(福手委員長)

こういう実施要綱を市で持っていて、これに従ってパブリックコメントを受けていくということです。ご意見などいかがでしょうか。

(長野副委員長)

2ページの第5条に、どこで公表するかは、実施機関が指定する場所となっていますが、これってどこなんですか。

(木田係長)

指定する場所における閲覧及び配布ということで、これまでの実績で申し上げますと、市内の公民館や図書館といったところに備え置いて、実際に物を見ていただけるようにするということがこれまで多かった事例です。今回それと同じようにやるかどうかはまだ決めていませんが、だいたいいつも同じような形でさせていただいておりますので、市内の主な公共施設に置くというスタイルになろうかと思います。

(長野副委員長)

ちょっと気になるのが、この計画は長い話なので、将来世代の人たちのことも考えないといけないのかなと思っておりまして、児童館に置いても読んでくれないと思いますが、私が所属している大学ですと、八王子市の資料が大学に来まして、学生さんに読んでもらってくださいということのようです。裁量があるのであれば、少し配布範囲を広げてもいいのかなと思います。

(村山参事)

具体的なお提案ありがとうございます。前向きに検討させていただきたいと思います。

(福手委員長)

ホームページにももちろん出すわけですね。それ以外で将来税金を払っていく人たちのことを考えていく必要があります。大学とか、将来の世代の方が

目に触れやすいような方法を考える必要があると思います。

(村山参事)

現に、市内にある東洋大学さんとは市の他の部署で色々協力して、学生さんの力を借りて研究するといった実績もございます。ぜひ若い方のご意見もいただきたいと思っておりますので、目に触れられるように工夫してみたいと思います。

(福手委員長)

ぜひ前向きにお願いしたいと思います。あと、市の広報誌などにもパブリックコメントのことが出るわけですね。できるだけ市民の皆さんの目にふれるようにしていただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。

(庄子委員)

今のことで提案ですが、児童館とかに置けば、子どもさんを遊ばせているかたわらで、お母さんが結構見ると思います。若い世代の親御さんもいますので、見ていただけるのではないかなと思います。

(福手委員長)

これも大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

他によろしいでしょうか。色々のご要望もいただきました。今日は大きく分けると2つの資料がありまして、資料4-1と4-2がありました。その中で色々のご意見をいただきましたので、事務局のほうで対応をお願いします。次回までに報告書の最終案を作ってください。

それでは議事の(3)番目になりますが、その他の項をよろしくをお願いします。

(大瀧補佐)

それでは連絡事項をお伝えします。

次回、第5回の委員会は来年の2月上旬に開催したいと考えております。これまで委員の皆様からいただいたご意見や、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえて、計画書の最終案として取りまとめたものを確認していただく予定です。次回の委員会の詳細な開催日時につきましては、できるだけ早めに通知させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

その他の項は以上です。

(福手委員長)

それでは、これもちまして本日予定していた議事がすべて終了しました。事務局にお返しします。

【開会】

(大瀧補佐)

これもちまして、第4回朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会の会議

を終了します。皆様ご協力ありがとうございました。